

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年2月14日提出
【計算期間】	第3期(自 平成29年11月21日至 平成30年11月20日)
【ファンド名】	キャピタル世界配当成長ファンドF
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 トーマス・クワントリル
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治安田生命ビル
【事務連絡者氏名】	原田 伸健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治安田生命ビル
【電話番号】	03(6366)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により3,000億円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

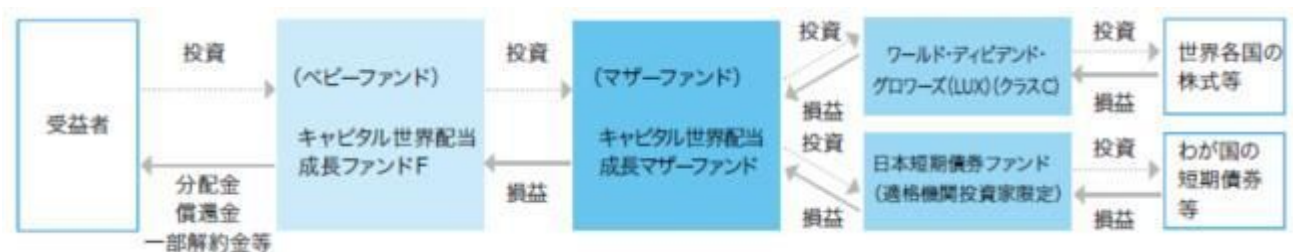
ファンドの特色

- キャピタル世界配当成長マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 投資対象ファンド
ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスC）」（以下「ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスC）」ということがあります。）

追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

実質的な投資割合は、「キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

● 投資形態 ファンド・オブ・ファンズ



<ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。>

- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
 - ・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - ・銘柄選定にあたっては、配当の持続性に加え配当の成長性に着目します。
- キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。
- 運用体制（運用プロセスの概念図）



商品分類

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型		その他資産
	内外	資産複合

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- 追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- 内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- 株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファン ド	あり
一般	年 2 回	日本 北米		
大型株				
中小型株				
債券	年 4 回	欧州		
一般	年 6 回 （ 隔月 ）	アジア		
公債		オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 （ 毎月 ）	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 （ 投資信託証券（ 株式 ） ）				
資産複合	その他			

資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

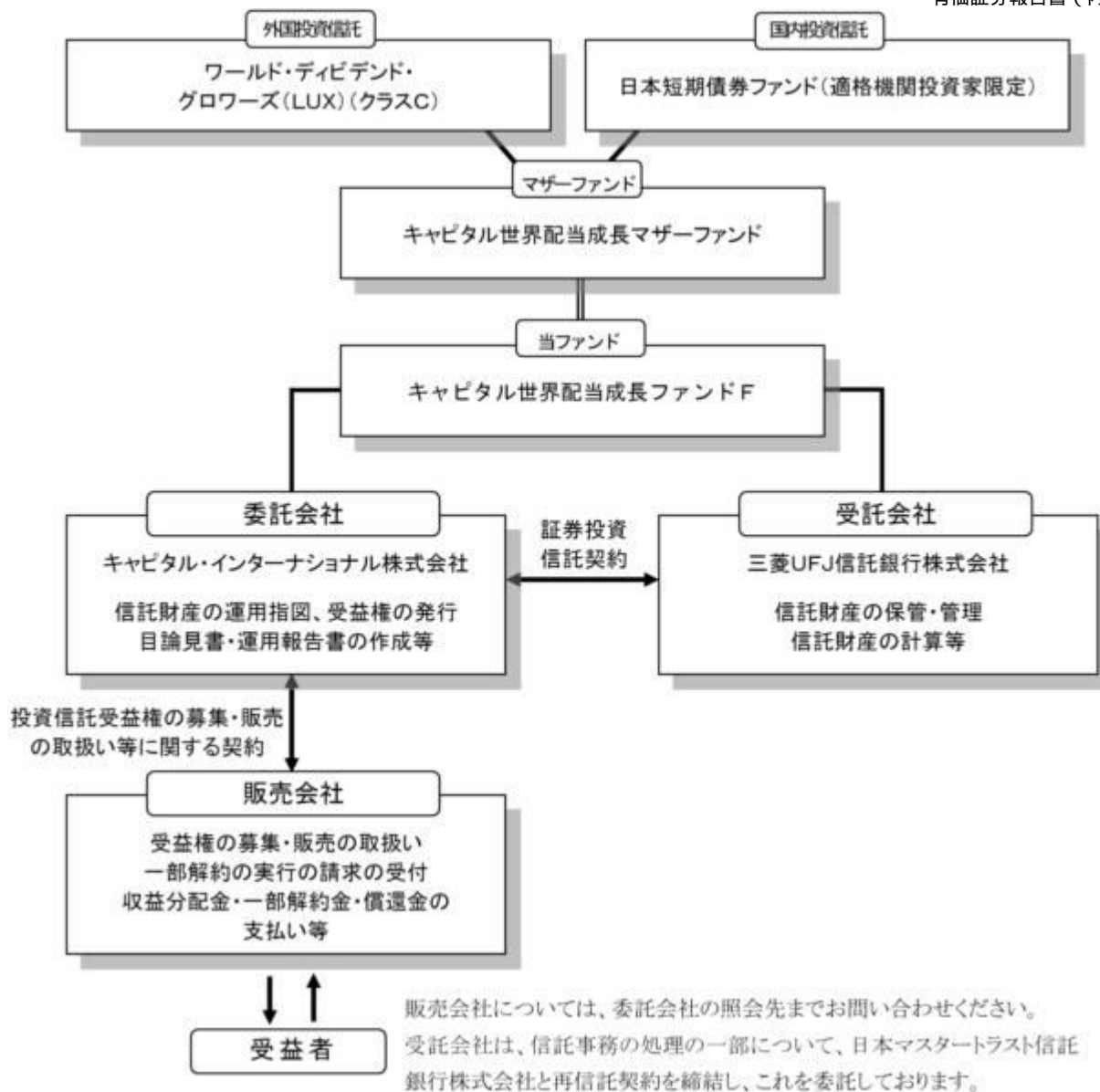
- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

2015年12月30日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

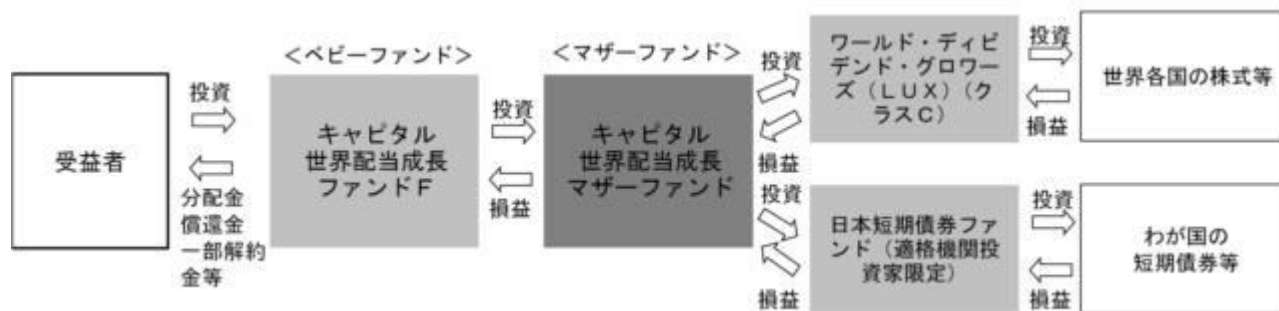
投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。
- ・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。

委託会社の概況（2018年12月28日現在）

- 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社
- 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
- 資本金の額：4億5,000万円
- 沿革
 - 1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
 - 1987年3月 証券投資顧問業者登録
 - 1987年9月 投資一任業務認可取得
 - 2006年2月 投資信託委託業務認可取得
 - 2007年9月 金融商品取引業登録
 - 2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受
- 大株主の状況
 - 株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
 - 住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市
 - 所有株式数：56,400株
 - 所有比率：100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

運用方法

a) 投資対象

マザーファンドを主要投資対象とします。

b) 投資態度

マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、（2）投資対象「＜参考情報1＞マザーファンドの投資方針等」および「＜参考情報2＞投資対象ファンドの概要等」をご参照くださ

い。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 参考情報 1 > マザーファンドの投資方針等

（１）投資方針

主として投資信託証券（「キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）」および「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）」、「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 参考情報 ２ > 投資対象ファンドの概要等

ファンド名称	キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2013年8月6日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・銘柄選定にあたっては、配当の持続性に加え配当の成長性に着目します。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

上記は、2018年12月28日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンド名称	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態	追加型証券投資信託／契約型

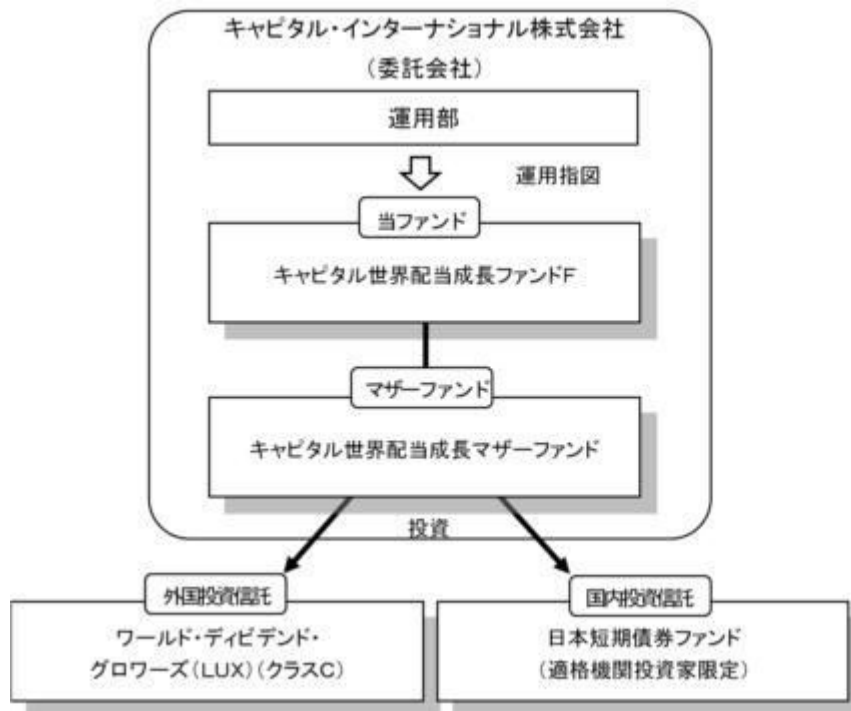
信託期間	無期限（2007年9月26日設定）
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 ・NOMURA - B P I 短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 * NOMURA - B P I 短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。 ・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、行ないません。 ・有価証券先物取引等を行なうことができます。 ・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
決算日	毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対しての年率0.13%（税抜） 配分（年率／税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%
委託会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
受託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

上記は、2018年12月28日現在のものであり、今後、委託会社の判断その他理由により変更される場合があります。

（３）【運用体制】

運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、当ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および当ファンドの分配方針等を決定する体制としております。



内部管理体制

内部管理体制につきましては、当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。

また、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）でレビューを実施する体制としております。

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2018年12月28日現在）

運用部（3名）／法務コンプライアンス部（2名）／オペレーション部（8名）

（ ）は、各部において、当ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

関係法人に関する管理体制

受託会社 業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

<参考情報>

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

1. 「キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ(LUX)(クラスC)」

運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エルが行ないます。同社を含むキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ない

ます。必ずしも全員の意見が一致する必要がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

２．「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

運用は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果が運用管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果はリスク管理委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

上記は2018年12月28日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠

損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

a. 一般コース^{*1}

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース^{*1}

収益分配金は、自動けいぞく投資契約^{*2}（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

*1 販売会社によっては、コースの名称が異なることがあります。

*2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

（５）【投資制限】

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・株式への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・外貨建資産への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・デリバティブの直接利用は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・信用リスク集中回避のための投資制限（約款第17条）

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入（約款第20条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

・資金の借入れ（約款第27条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金 が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参考情報 > マザーファンドの投資制限等

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、原則行ないません。
- ・信用リスク集中回避のための投資制限

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記 の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記 の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記 の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限は、(2)投資対象「< 参考情報 2 > 投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

３【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

● 価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。当ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

- 為替変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

- 金利変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

- 信用リスク

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

- 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

- カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

- 当ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、当ファンドの受益権の口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

- お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消することがあります。

- 収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行ないますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行なわないことがあります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることになります。

- 金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

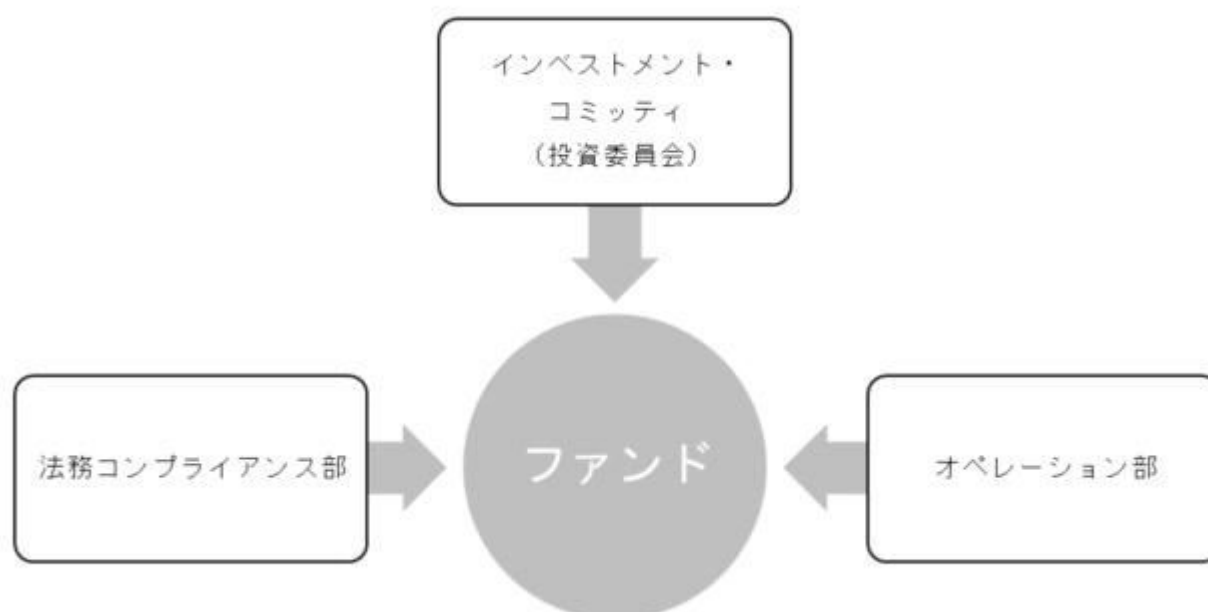
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

<リスク管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっています。



インベストメント・コミッティー (投資委員会)	ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運用内容が投資目的に則しているか確認しております。
法務コンプライアンス部	法務コンプライアンス部にて、日々の運用状況について、ファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行なうことにより、管理徹底を図っています。
オペレーション部	運用部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。

<参考情報> 投資対象ファンドにおけるリスク管理体制

1. キャピタル・グループのリスク管理体制

(1) ポートフォリオのリスク管理

インベストメント・コミッティー（投資委員会）を定期的開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘柄の検証を行ないます。

アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。

(2) リスク管理の徹底

グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

(3) カウンターパーティー・リスク管理

グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

<コンプライアンス>

運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。

売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間においてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済指図を行っており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行っております。取引情報、決済情報等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

２．三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行なっています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下のとおりです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注にかかる法令等の遵守および監視・牽制を行ないます。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

内部監査担当部署

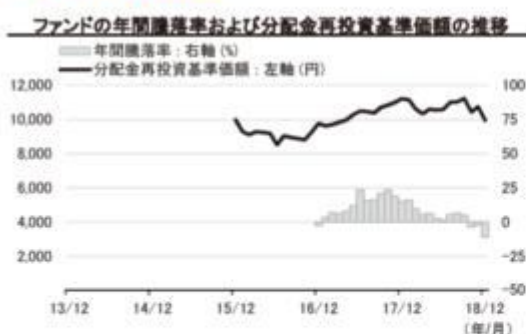
同社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

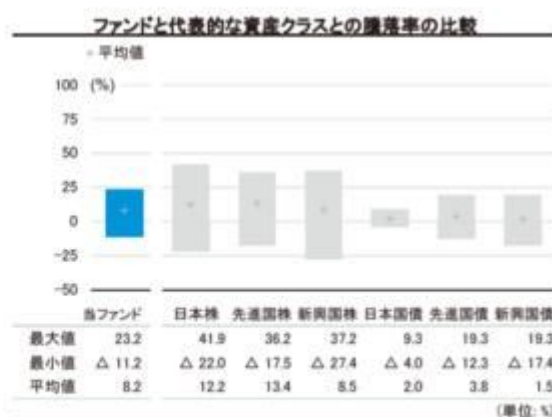
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行ない、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

上記は2018年12月28日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制は、今後、予告なく変更される場合があります。

リスクの定量的比較



- (注1) 年間騰落率は、2016年12月から2018年12月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
(注2) 分配金再投資基準価額は、設定日(2015年12月30日)を10,000として指数化しています。
(注3) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2014年1月から2018年12月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
(注3) ファンドの騰落率は、2016年12月から2018年12月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

<各資産クラスの指数>

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資／円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資／円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本／円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資／円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資／円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本／円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

- ・当ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得についても、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

- ・当ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に**年0.7344%（税抜0.68%）**の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として

配分（年率／税抜）	0.65%	0.02%	0.01%
-----------	-------	-------	-------

・マザーファンドに信託報酬はかかりません。

< 投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な負担 >

当ファンドの信託報酬 年率0.7344%（税抜0.68%）

投資対象とする外国投資信託の信託報酬（＊１） 年率0.00%

投資対象とする国内投資信託の信託報酬（＊２） 年率0.007%

実質的な負担（＊３） **年率0.7414%程度（税込）**

（＊１）キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスC）の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「（４）その他の手数料等」に表示するファンド管理費用（上限年率0.15%）が別途かかります。

（＊２）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）は、年率0.1404%（税込）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

（＊３）当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
2. 信託財産に関する法定開示のための監査費用
3. 信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等
4. 投資対象ファンドにかかる費用
有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等
投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

上記１．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

上記２．および３．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記２．および３．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

上記４．に定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。

上記４．に定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資対象ファンドの合計純資産額に対して年率10,000分の15を超えないものとします。

当ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が当ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2018年12月28日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度は適用されません。

< 法人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）

- 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。
- 益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

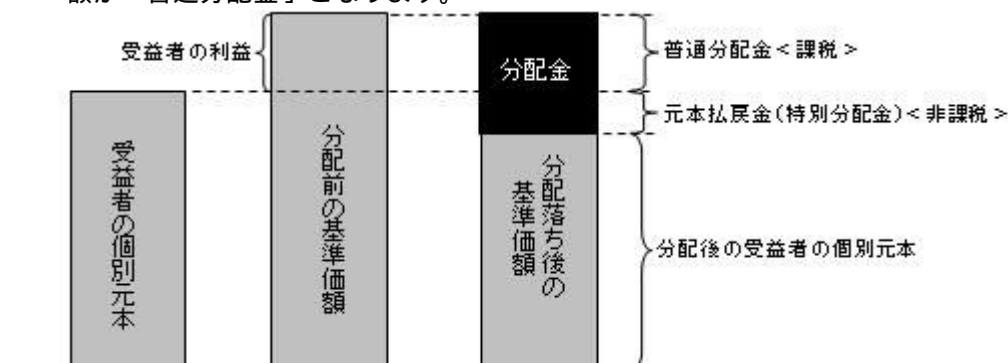
個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ・ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

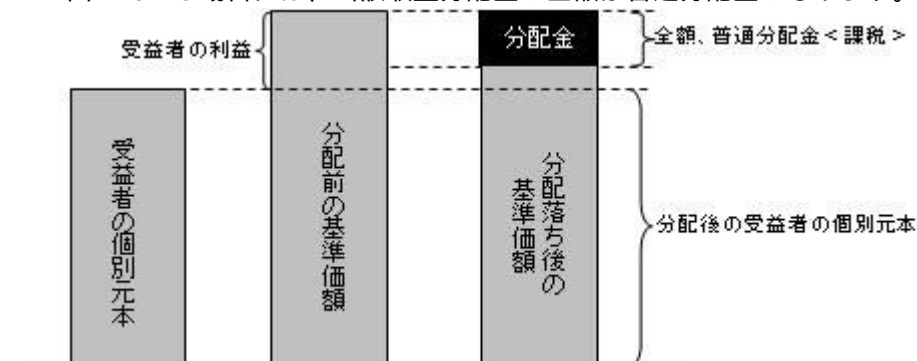
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

キャピタル世界配当成長ファンドF

平成30年12月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,220,642,257	99.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,622,543	0.02
合計(純資産総額)		7,222,264,800	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド

平成30年12月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	4,202,580	0.05
投資証券	ルクセンブルク	7,216,383,838	99.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	0	0.00
合計(純資産総額)		7,220,586,418	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）

平成30年12月28日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	米国	6,376,502,411	38.87
	英国	2,578,304,056	15.71
	香港	938,970,830	5.72
	フランス	900,276,778	5.49
	台湾	751,927,744	4.58
	スイス	637,666,178	3.89
	日本	435,056,450	2.65
	スウェーデン	373,311,719	2.28
	カナダ	285,730,953	1.74
	ドイツ	253,759,700	1.55
	デンマーク	228,400,411	1.39
	フィンランド	152,830,709	0.93
	オランダ	151,892,009	0.93
	中国	149,750,247	0.91
	スペイン	140,317,022	0.86
	シンガポール	120,580,637	0.73
	イタリア	91,191,703	0.56
	ロシア	54,233,600	0.33

銀行預金、その他資産（負債控除後）	1,786,068,472	10.89
純資産総額	16,406,771,629	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

平成30年7月23日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	日本	2,012,198,000	97.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	49,583,545	2.40
合計(純資産総額)		2,061,781,545	100.00

(注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日（平成30年7月23日）現在の情報です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル世界配当成長ファンドＦ

a. 上位30銘柄

平成30年12月28日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル世界配当成長マザー ファンド	6,950,276,502	1.0995	7,642,039,653	1.0389	7,220,642,257	99.97

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

平成30年12月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド

a. 上位30銘柄

平成30年12月28日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（L U X）（クラスC）	4,026,999.91	1,896.88	7,638,772,131	1,792	7,216,383,838	99.94
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	3,988,403	1.0548	4,206,967	1.0537	4,202,580	0.05

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

平成30年12月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.05
投資証券	99.94
合計	100.00

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（L U X）

上位30銘柄

平成30年12月28日現在

順位	銘柄	国/地域（上段） 業種（下段）	株数	評価単価（現地 通貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資 比率 (%)
1	CME GROUP INC CL A	米国 金融	24,860	184.32 米ドル	508,600,756	3.10
2	BROADCOM INC	米国 情報技術	16,000	250.85 米ドル	445,489,532	2.72
3	LINK REIT	香港 不動産	392,500	78.90 香港ドル	439,044,196	2.68
4	DIAGEO PLC	英国 生活必需品	98,220	27.66 英ポンド	381,517,702	2.33
5	CROWN CASTLE INTL CORP	米国 不動産	29,595	107.88 米ドル	354,374,691	2.16
6	AMERICAN TOWER CORP	米国 不動産	19,178	158.60 米ドル	337,605,811	2.06
7	ASTRAZENECA PLC ADR	英国 ヘルスケア	78,550	37.30 米ドル	325,205,915	1.98
8	LAS VEGAS SANDS CORP	米国 一般消費財・サービス	53,925	51.14 米ドル	306,093,631	1.87
9	ELI LILLY AND CO	米国 ヘルスケア	21,555	112.89 米ドル	270,089,012	1.65
10	COCA-COLA CO	米国 生活必需品	50,430	47.53 米ドル	266,048,122	1.62
11	TAG IMMOBILIEN AG	ドイツ 不動産	100,429	19.90 ユーロ	253,759,700	1.55
12	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	台湾 情報技術	313,000	223.00 台湾ドル	251,635,053	1.53
13	ENBRIDGE INC	カナダ エネルギー	73,800	41.37 カナダ・ドル	248,883,299	1.52
14	AES CORP (THE)	米国 公益事業	154,000	14.29 米ドル	244,262,257	1.49
15	QUALCOMM INC	米国 情報技術	38,172	56.09 米ドル	237,647,785	1.45
16	NESTLE SA	スイス 生活必需品	26,445	78.30 スイス・フラン	232,728,545	1.42

17	CK ASSET HOLDINGS LTD	香港 不動産	287,500	56.30 香港ドル	229,476,290	1.40
18	CARLSBERG A/S B	デンマーク 生活必需品	19,597	685.40 デンマーク・ク ローネ	228,400,411	1.39
19	ASAHI KASEI CORP	日本 素材	192,700	1,130.50 日本円	217,847,350	1.33
20	INTEL CORP	米国 情報技術	40,800	46.36 米ドル	209,945,711	1.28
21	ASTRAZENECA PLC (GBP)	英国 ヘルスケア	25,500	57.20 英ポンド	204,832,468	1.25
22	ROYAL DUTCH SHELL PLC B ADR	英国 エネルギー	30,920	58.88 米ドル	202,074,123	1.23
23	DANONE SA	フランス 生活必需品	25,448	60.28 ユーロ	194,625,252	1.19
24	EDISON INTERNATIONAL	米国 公益事業	30,740	57.00 米ドル	194,483,219	1.19
25	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	米国 生活必需品	26,270	66.68 米ドル	194,428,121	1.19
26	MODERN TIMES GROUP B	スウェーデン コミュニケーション・サー ビス	55,099	284.20 スウェーデン・ クローナ	192,928,785	1.18
27	MICROSOFT CORP	米国 情報技術	16,100	101.18 米ドル	180,810,633	1.10
28	PFIZER INC	米国 ヘルスケア	36,300	42.85 米ドル	172,647,728	1.05
29	AIRBUS SE	フランス 資本財・サービス	16,452	82.10 ユーロ	171,503,227	1.05
30	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	米国 エネルギー	24,500	60.76 米ドル	165,229,377	1.01

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細

平成30年7月23日現在

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	
日本	第4回クレディ・ア グリコル・エス・ エー円貨社債 (2014)	0.425	2019/11/28	社債券	100,000	100.387	100,387,000	4.87
日本	第6回ロイズ・バン キング・グループ・ ピーエルシー円貨社 債(2018)	0.65	2023/5/30	社債券	100,000	100.05	100,050,000	4.85
日本	第1回バンコ・サン タンデール・エセ・ アー非上位円貨社債 (2017)	0.568	2023/1/11	社債券	100,000	98.773	98,773,000	4.79
日本	第19回ルノー円貨社 債(2017)	0.36	2020/7/6	社債券	100,000	100.074	100,074,000	4.85

日本	第237回四国電力社債（一般担保付）	2.05	2018/11/22	社債券	100,000	100.661	100,661,000	4.88
日本	第316回北海道電力	1.164	2020/6/25	社債券	100,000	101.993	101,993,000	4.95
日本	第4回富士フイルムホールディングス（社債間限定同順位特約付）	0.005	2020/3/3	社債券	100,000	99.827	99,827,000	4.84
日本	第50回日本電気（社債間限定同順位特約付）	0.29	2022/6/15	社債券	100,000	100.115	100,115,000	4.86
日本	第31回ソニー	0.23	2021/9/17	社債券	100,000	100.203	100,203,000	4.86
日本	第1回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス（社債間限定同順位特約付）	0.12	2020/10/30	社債券	100,000	99.988	99,988,000	4.85
日本	第7回あおぞら銀行（社債間限定同順位特約付）	0.08	2019/9/9	社債券	100,000	99.976	99,976,000	4.85
日本	第28回三菱東京UFJ銀行（劣後特約付）	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	103.455	103,455,000	5.02
日本	第6回りそな銀行（劣後特約付）	2.084	2020/3/4	社債券	100,000	103.184	103,184,000	5.00
日本	第8回三井住友信託銀行（社債間限定同順位特約付）	0.234	2019/7/22	社債券	100,000	100.183	100,183,000	4.86
日本	第23回三井住友銀行（劣後特約付）	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	103.469	103,469,000	5.02
日本	第22回東京センチュリーリース（社債間限定同順位特約付）	0.06	2021/4/13	社債券	100,000	99.913	99,913,000	4.85
日本	第75回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	99.902	99,902,000	4.85
日本	第69回日立キャピタル（社債間限定同順位特約付）	0.08	2020/12/18	社債券	100,000	99.914	99,914,000	4.85
日本	第43回野村ホールディングス	0.454	2019/2/25	社債券	100,000	100.213	100,213,000	4.86
日本	第15回イオンモール（社債間限定同順位特約付）	0.03	2021/7/2	社債券	100,000	99.918	99,918,000	4.85

（注）投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注）当該情報は委託会社が入手可能な直近日（平成30年7月23日）現在の情報です。

【投資不動産物件】

キャピタル世界配当成長ファンドF

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル世界配当成長ファンドF

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

キャピタル世界配当成長ファンドF

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（平成28年11月21日）	504,849,351	504,849,351	0.9031	0.9031
第2期（平成29年11月20日）	4,009,569,313	4,009,569,313	1.0820	1.0820
第3期（平成30年11月20日）	7,796,063,898	7,796,063,898	1.0537	1.0537
平成29年12月末日	5,078,629,168	—	1.1200	—
平成30年 1月末日	5,539,604,650	—	1.1148	—
2月末日	6,487,078,072	—	1.0610	—
3月末日	6,773,595,058	—	1.0322	—
4月末日	7,178,553,455	—	1.0598	—
5月末日	7,213,752,051	—	1.0539	—
6月末日	7,408,431,095	—	1.0582	—
7月末日	8,066,462,774	—	1.0998	—
8月末日	8,142,114,962	—	1.1024	—
9月末日	7,926,815,790	—	1.1218	—
10月末日	7,456,234,611	—	1.0426	—
11月末日	7,763,465,798	—	1.0730	—
12月末日	7,222,264,800	—	0.9947	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

キャピタル世界配当成長ファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	平成27年12月30日～平成28年11月21日	0
第2期	平成28年11月22日～平成29年11月20日	0
第3期	平成29年11月21日～平成30年11月20日	0

【収益率の推移】

キャピタル世界配当成長ファンドF

期	計算期間	収益率（％）
第1期	平成27年12月30日～平成28年11月21日	9.7
第2期	平成28年11月22日～平成29年11月20日	19.8
第3期	平成29年11月21日～平成30年11月20日	2.6

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

キャピタル世界配当成長ファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	平成27年12月30日～平成28年11月21日	567,169,924	8,155,659	559,014,265
第2期	平成28年11月22日～平成29年11月20日	3,248,017,647	101,447,223	3,705,584,689
第3期	平成29年11月21日～平成30年11月20日	5,060,645,168	1,367,810,590	7,398,419,267

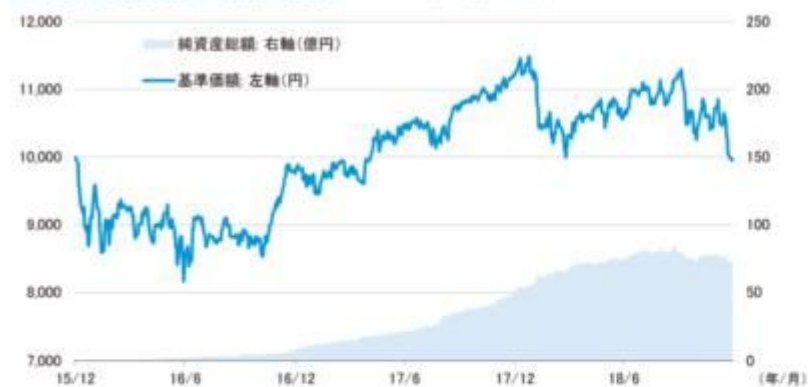
(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

2018年12月28日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2018年12月28日）



分配金の推移

第1期	2016年11月	0円
第2期	2017年11月	0円
第3期	2018年11月	0円
	設定未累計	0円

分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況（2018年12月28日現在）

＜キャピタル世界配当成長マザーファンドの主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)(クラスG)	99.94
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.05

＜キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)の主要な資産の状況等＞

(2018年12月28日現在)

上位10銘柄

順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)
1	ASTRAZENECA	英国	ヘルスケア	3.23
2	CME GROUP	米国	金融	3.10
3	CROWN CASTLE INTERNATIONAL	米国	不動産	3.01
4	BROADCOM INC	米国	情報技術	2.72
5	LINK REIT	香港	不動産	2.68
6	TSMC	台湾	情報技術	2.46
7	DIAGEO	英国	生活必需品	2.33
8	AMERICAN TOWER	米国	不動産	2.06
9	LAS VEGAS SANDS	米国	一般消費財・サービス	1.87
10	ELI LILLY	米国	ヘルスケア	1.65

同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券（預託証券等）の組み入れがある場合には、

それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

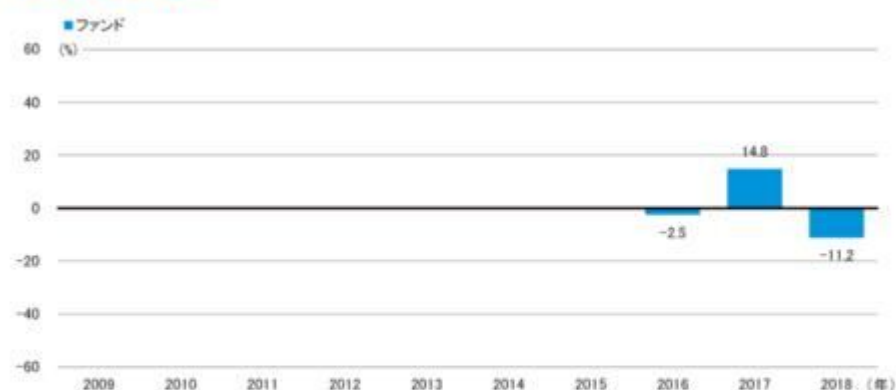
国別構成比率

国名	投資比率(%)
米国	38.87
英国	15.71
香港	5.72
フランス	5.49
台湾	4.58
その他国	18.74
現金・その他	10.89

業種別構成比率

業種名	投資比率(%)
生活必需品	15.02
不動産	14.02
情報技術	12.58
金融	10.74
ヘルスケア	7.91
その他業種	28.83
現金・その他	10.89

年間収益率の推移



ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと算出。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

*ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得の申込みは、販売会社で受付けます。なお、当ファンドを購入になれるのは、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件に該当する投資者が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）
ホームページ capitalgroup.co.jp

(2) 取得の申込みの受付は、申込不可日（*1）を除く販売会社の営業日（*2）に行なわれます。

（*1）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。

（*2）原則として、午後3時までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することができます。

・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(3) 収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、ど

らかのコースを選択します。販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合があります。また、取得申込後のコース変更は、原則できません。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、１口単位で取得することができます。

（５）申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

（６）申込手数料は、かかりません。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

（１）換金の申込みは、販売会社で受け付けます。

- ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

（２）換金の申込みの受付は、申込不可日（＊１）を除く販売会社の営業日（＊２）に行なわれます。

- （＊１）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。

- （＊２）原則として、午後３時までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消することができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、１日１件10億円を超える換金を行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。

- ・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。

（３）換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- （４）換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- （５）換金手数料は、かかりません。
- （６）換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して５営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（１万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（主要投資対象ファンドにおける評価方法等）

主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

- （注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、当ファンドは「配当成長F」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

運用報告書

委託会社は、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2015年12月30日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の のa.、 のa.、 のa.および のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2016年11月21日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、当ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの約款を変更しようとするときは、後記 の規定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了さ

せます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から１０年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

（５）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第１８条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（６）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成29年11月21日から平成30年11月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【キャピタル世界配当成長ファンドF】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 平成29年11月20日現在	第3期 平成30年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	76,192,898	235,008,726
親投資信託受益証券	3,996,704,134	7,787,177,680
流動資産合計	4,072,897,032	8,022,186,406
資産合計	4,072,897,032	8,022,186,406
負債の部		
流動負債		
未払金	50,511,000	194,500,000
未払解約金	1,533,212	2,076,523
未払受託者報酬	310,718	843,784
未払委託者報酬	10,253,403	27,844,699
未払利息	208	643
その他未払費用	719,178	856,859
流動負債合計	63,327,719	226,122,508
負債合計	63,327,719	226,122,508
純資産の部		
元本等		
元本	3,705,584,689	7,398,419,267
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	303,984,624	397,644,631
元本等合計	4,009,569,313	7,796,063,898
純資産合計	4,009,569,313	7,796,063,898
負債純資産合計	4,072,897,032	8,022,186,406

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 平成28年11月22日 至 平成29年11月20日	第3期 自 平成29年11月21日 至 平成30年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	311,344,925	165,577,454
営業収益合計	311,344,925	165,577,454
営業費用		
支払利息	40,205	71,215
受託者報酬	437,845	1,483,899
委託者報酬	14,448,564	48,968,228
その他費用	1,014,595	1,795,911
営業費用合計	15,941,209	52,319,253
営業利益又は営業損失（ ）	295,403,716	217,896,707
経常利益又は経常損失（ ）	295,403,716	217,896,707
当期純利益又は当期純損失（ ）	295,403,716	217,896,707
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,552,028	3,316,696
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	54,164,914	303,984,624
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,297,850	432,125,330
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,430,743	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,867,107	432,125,330
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	117,251,920
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	117,251,920
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	303,984,624	397,644,631

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期 平成29年11月20日現在	第3期 平成30年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,705,584,689口	7,398,419,267口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0820円 (1万口当たり純資産額) (10,820円)	1口当たり純資産額 1.0537円 (1万口当たり純資産額) (10,537円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 平成28年11月22日 至 平成29年11月20日			第3期 自 平成29年11月21日 至 平成30年11月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	288,887,108円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	43,350,696円	収益調整金額	C	437,055,548円
分配準備積立金額	D	7,083,275円	分配準備積立金額	D	240,389,658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	339,321,079円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	677,445,206円
当ファンドの期末残存口数	F	3,705,584,689口	当ファンドの期末残存口数	F	7,398,419,267口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	915.68円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	915.66円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 平成28年11月22日 至 平成29年11月20日	第3期 自 平成29年11月21日 至 平成30年11月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 自 平成28年11月22日 至 平成29年11月20日	第3期 自 平成29年11月21日 至 平成30年11月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 平成29年11月20日現在	第3期 平成30年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	311,316,390	175,380,108
合計	311,316,390	175,380,108

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期	第3期
	自 平成28年11月22日 至 平成29年11月20日	自 平成29年11月21日 至 平成30年11月20日
期首元本額	559,014,265円	3,705,584,689円
期中追加設定元本額	3,248,017,647円	5,060,645,168円
期中一部解約元本額	101,447,223円	1,367,810,590円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル世界配当成長マザーファンド	7,081,183,669	7,787,177,680	
合計		7,081,183,669	7,787,177,680	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

キャピタル世界配当成長マザーファンド

当ファンドは、「キャピタル世界配当成長マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)	
平成30年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
投資信託受益証券	4,206,967
投資証券	7,783,179,996
未収入金	194,500,000
流動資産合計	7,981,886,963

平成30年11月20日現在

資産合計	7,981,886,963
負債の部	
流動負債	
未払金	194,500,000
流動負債合計	194,500,000
負債合計	194,500,000
純資産の部	
元本等	
元本	7,081,183,669
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	706,203,294
元本等合計	7,787,386,963
純資産合計	7,787,386,963
負債純資産合計	7,981,886,963

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成30年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	7,081,183,669口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0997円
	(1万口当たり純資産額) (10,997円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年11月21日 至 平成30年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。

項目	自 平成29年11月21日 至 平成30年11月20日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成29年11月21日 至 平成30年11月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成30年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,197
投資証券	179,186,674
合計	179,185,477

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	平成30年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	3,554,521,642円
同計算期間の追加設定元本額	4,354,928,155円
同計算期間の一部解約元本額	828,266,128円
計算日の元本額	7,081,183,669円
元本額の内訳	
キャピタル世界配当成長ファンドF	7,081,183,669円

附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	3,988,403.00	4,206,967	
投資信託受益証券 合計		3,988,403.00	4,206,967	

投資証券	キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）	4,102,888.77	7,783,179,996	
投資証券 合計		4,102,888.77	7,783,179,996	
	合計	8,091,291.77	7,787,386,963	

(注) 券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（ＬＵＸ）

「キャピタル世界配当成長マザーファンド」は、円建ての「キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）」（ルクセンブルク籍外国投資法人（以下、当外国投資法人といいます。）の発行する外国投資証券）を主な投資対象としております。

当外国投資法人を含むアンブレラファンド（ＣＩＦ）については、2017年12月31日付けで、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。この財務書類は独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コオペラティブの監査を受けております。以下の「投資明細表」「純資産価額計算書」「損益および純資産変動計算書」および「投資証券口数変動計算書」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（ＬＵＸ）

投資明細表

2017年12月31日現在

投資銘柄	通貨	数量/額面	評価額 (USD)	投資比率 (%)
公的な市場に上場している譲渡可能な有価証券と短期金融商品				
株式				
オーストラリア				
Sydney Airport	AUD	214,120	1,177,823	0.98
			1,177,823	0.98
カナダ				
Enbridge, Inc.	CAD	96,285	3,765,609	3.14
Suncor Energy, Inc.	CAD	20,100	737,960	0.62
			4,503,569	3.76
中国				
Longfor Properties Co. Ltd.	HKD	830,500	2,081,339	1.74
			2,081,339	1.74
デンマーク				
Carlsberg A/S ‘B’	DKK	3,151	378,341	0.32
			378,341	0.32
フィンランド				
Sampo OYJ ‘A’	EUR	19,928	1,095,106	0.91
			1,095,106	0.91
フランス				
Airbus SE	EUR	10,804	1,075,944	0.90

BNP Paribas SA	EUR	15,537	1,160,469	0.97
Bouygues SA	EUR	25,290	1,314,208	1.09
Danone SA	EUR	11,673	975,627	0.81
Nexity SA	EUR	14,085	838,572	0.70
SES SA, FDR	EUR	111,582	1,741,800	1.45
			7,106,620	5.92
ドイツ				
Freenet AG	EUR	33,035	1,221,614	1.02
Siemens AG	EUR	3,071	427,983	0.36
TAG Immobilien AG	EUR	94,475	1,795,556	1.49
			3,445,153	2.87
香港				
Link REIT	HKD	499,000	4,627,319	3.86
VTech Holdings Ltd.	HKD	58,600	768,048	0.64
			5,395,367	4.50
イタリア				
Enel SpA	EUR	180,762	1,112,632	0.93
Intesa Sanpaolo SpA	EUR	85,120	271,669	0.22
			1,384,301	1.15
日本				
Asahi Kasei Corp.	JPY	200,100	2,581,276	2.15
Japan Tobacco, Inc.	JPY	11,200	360,925	0.30
			2,942,201	2.45
オランダ				
ABN AMRO Group NV, CVA	EUR	32,187	1,038,866	0.86
Koninklijke KPN NV	EUR	401,301	1,400,205	1.17
			2,439,071	2.03
シンガポール				
Oversea-Chinese Banking Corp. Ltd.	SGD	67,800	628,092	0.53
Singapore Telecommunications Ltd.	SGD	526,700	1,406,949	1.17
			2,035,041	1.70
スウェーデン				
Modern Times Group MTG AB ‘B’	SEK	19,796	832,083	0.69
			832,083	0.69
スイス				
Kuehne + Nagel International AG	CHF	4,188	741,372	0.62
Nestle SA	CHF	16,640	1,430,994	1.19
Roche Holding AG, Genusschein	CHF	6,911	1,748,229	1.46
Zurich Insurance Group AG	CHF	2,488	757,289	0.63
			4,677,884	3.90
台湾				
Delta Electronics, Inc.	TWD	228,000	1,099,450	0.92
MediaTek, Inc.	TWD	104,700	1,034,387	0.86
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd., ADR	USD	61,300	2,430,545	2.03
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	TWD	184,000	1,419,023	1.18
Vanguard International Semiconductor Corp.	TWD	392,000	869,399	0.72
			6,852,804	5.71
英国				
AstraZeneca plc, ADR	USD	88,050	3,055,335	2.55
AstraZeneca plc	GBP	16,000	1,106,259	0.92
British American Tobacco plc	GBP	36,600	2,479,669	2.07
Diageo plc	GBP	100,600	3,701,234	3.09
Greene King plc	GBP	105,800	792,795	0.66
HSBC Holdings plc	GBP	122,120	1,264,467	1.05
Imperial Brands plc	GBP	27,150	1,160,547	0.97
Inmarsat plc	GBP	52,800	349,881	0.29
InterContinental Hotels Group plc	GBP	11,100	707,221	0.59

Lloyds Banking Group plc	GBP	446,800	410,570	0.34
National Grid plc	GBP	209,566	2,476,056	2.06
Prudential plc	GBP	25,200	648,323	0.54
Reckitt Benckiser Group plc	GBP	13,710	1,280,745	1.07
Rio Tinto plc	GBP	10,300	548,196	0.46
Royal Dutch Shell plc, ADR 'B'	USD	36,720	2,507,609	2.09
SSE plc	GBP	83,179	1,482,414	1.24
Tate & Lyle plc	GBP	64,900	616,002	0.51
Unilever plc	GBP	35,800	1,994,076	1.66
Vodafone Group plc	GBP	1,279,100	4,058,395	3.38
			30,639,794	25.54
アメリカ合衆国				
American Tower Corp., REIT Preference 5.5%	USD	16,700	2,100,025	1.75
Broadcom Ltd.	USD	2,075	533,068	0.45
Chevron Corp.	USD	14,400	1,802,736	1.50
CME Group, Inc.	USD	30,985	4,525,359	3.77
Coca-Cola Co. (The)	USD	34,950	1,603,506	1.34
Crown Castle International Corp., REIT	USD	11,300	1,254,413	1.05
Crown Castle International Corp., REIT Preference 6.875%	USD	1,120	1,175,541	0.98
Digital Realty Trust, Inc., REIT	USD	7,300	831,470	0.69
DowDuPont, Inc.	USD	9,000	640,980	0.53
Eli Lilly & Co.	USD	5,100	430,746	0.36
Gilead Sciences, Inc.	USD	17,000	1,217,880	1.02
Helmerich & Payne, Inc.	USD	13,600	879,104	0.73
HP, Inc.	USD	42,400	890,824	0.74
Intel Corp.	USD	17,700	817,032	0.68
Invesco Ltd.	USD	21,600	789,264	0.66
Iron Mountain, Inc., REIT	USD	9,236	348,475	0.29
Las Vegas Sands Corp.	USD	53,525	3,719,452	3.10
Microsoft Corp.	USD	20,800	1,779,232	1.48
Nucor Corp.	USD	8,540	542,973	0.45
Occidental Petroleum Corp.	USD	8,900	655,574	0.55
Pfizer, Inc.	USD	27,900	1,010,538	0.84
PG&E Corp.	USD	14,400	645,552	0.54
Philip Morris International, Inc.	USD	18,180	1,920,717	1.60
Procter & Gamble Co. (The)	USD	6,600	606,408	0.51
QUALCOMM, Inc.	USD	49,500	3,168,990	2.64
Texas Instruments, Inc.	USD	7,700	804,188	0.67
Xilinx, Inc.	USD	11,860	799,601	0.67
			35,493,648	29.59
株式合計			112,480,145	93.76
公的な市場に上場している譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計			112,480,145	93.76
その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能な有価証券と短期金融商品				
転換社債型新株予約権付社債				
アメリカ合衆国				
Weatherford International Ltd. 5.875%	USD	250,000	271,563	0.22
01/07/2021			271,563	0.22
転換社債型新株予約権付社債合計			271,563	0.22
その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計			271,563	0.22
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への集合投資事業				
集団投資スキーム- UCITS				
ルクセンブルク				
JPMorgan US Dollar Treasury Liquidity - Institutional (dist.)	USD	1,510,872	1,510,872	1.26
			1,510,872	1.26

集団投資スキーム合計- UCITS	1,510,872	1.26
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への集合投資事業合計	1,510,872	1.26
投資総額	114,262,580	95.24
銀行預金	3,071,331	2.56
その他の純資産 / (負債)	2,636,050	2.20
純資産総額	119,969,961	100.00

国名はCIF Annual Report原本に基づき投資国を表示している。

キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）

純資産価額計算書

2017年12月31日現在

（USD）

資産

投資有価証券（時価）(注記2b)	114,262,580
TBA取引に係る投資有価証券（時価）（注記2f）	—
銀行預金	3,071,331
未収配当金および未収利息（源泉徴収税額控除後）（注記2d,5b）	381,066
投資証券引受に係る未収入金	1,452,336
TBA取引に係る未収入金（注記2f）	—
ヘッジ・エクイバレント・クラスの為替予約取引に係る未実現益（注記7）	—
前払費用およびその他未収入金	111,576
投資有価証券売却に係る未収入金	762,956
先物為替予約取引に係る未実現益（注記6）	—
スワップ取引に係る未実現益（注記8,9）	—
金融先物取引に係る未実現益（注記10）	—
スワップ取引に係る未収利息	—
先物為替予約取引に係る未収入金	—
資産合計	120,041,845

負債

TBA取引に係る未払金（注記2f）	—
投資有価証券買入に係る未払金	—
未払費用およびその他未払金	49,741
投資証券買戻に係る未払金	—
ヘッジ・エクイバレント・クラスの為替予約取引に係る未実現損（注記7）	—
未払運用報酬（注記3a）	22,143
先物為替予約取引に係る未実現損（注記6）	—
当座貸越 ¹	—

スワップ取引に係る未実現損（注記8,9）	—
委託保証金	—
先物為替予約取引に係る未払金	—
スワップ取引に係る未払利子	—
金融先物取引に係る未実現損（注記10）	—
負債合計	71,884
純資産合計	119,969,961
投資簿価金額	104,713,538

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

¹ 当座貸越は会計通貨の決済時に、利用可能な現金が準備されていないことで生じ得る。当ファンドは、通常、JPモルガン流動性ファンドが保有する現金で十分にカバーされており、この当座貸越残高とは、基準日における正味現金や保有している現金の計上遅延によるものである。

キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）

損益および純資産変動計算書

2017年12月31日現在

（USD）

収益（注記2d）	
受取配当金（源泉徴収税額控除後）（注記5b）	2,520,077
債券および転換社債に係る利息（源泉徴収税額控除後）（注記5b）	39,838
銀行預金利息	5,584
スワップ取引（注記8、9）	—
その他収益（注記5b）	—
収益小計	2,565,499
費用	
運用報酬（注記3a）	266,093
管理手数料（注記3b）	69,539
専門家サービス	42,623
年次税（注記5a）	21,351
デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料(注記3b)	15,211
印刷費用	8,387
その他費用	5,138
スワップ取引（注記8、9）	—
費用小計	428,342
費用の払戻し（注記3d）	101,210
投資純利益／(損失) (a)	2,238,367
実現純利益／(損失)	
投資有価証券の売却取引（注記2e）	189,695
金融先物取引(注記10)	—
スワップ取引（注記8）	—
為替取引(注記2c)	(206,618)
当期実現純利益／(損失) (b)	(16,923)

未実現評価利益 / (損失) の増減	
投資有価証券	4,434,237
為替取引(注記2c)	10,351
金融先物取引(注記10)	—
スワップ取引(注記8)	—
当期末実現評価利益 / (損失) の増減 : (c)	4,444,588
当期損益 (a+b+c)	6,666,032
配当金の分配 (注記4)	(56,014)
当期投資証券の差引増減額	65,791,866
期首純資産総額	47,568,077
期末純資産総額	119,969,961

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ (L U X)

投資証券口数変動計算書

2017年12月31日現在

クラス B		クラス Z d	
期首投資証券口数	23,684	期首投資証券口数	87,458
引受投資証券口数	482	引受投資証券口数	86,406
買戻し投資証券口数	(250)	買戻し投資証券口数	(5,173)
期末投資証券口数	23,916	期末投資証券口数	168,691
クラス B d		クラス Z g d	
期首投資証券口数	3,837	期首投資証券口数	4,990
引受投資証券口数	—	引受投資証券口数	1,739
買戻し投資証券口数	(78)	買戻し投資証券口数	(1,231)
期末投資証券口数	3,759	期末投資証券口数	5,498
クラス B g d		期末投資証券口数 総合計	
期首投資証券口数	10,292	6,811,622	
引受投資証券口数	—		
買戻し投資証券口数	(6,533)		
期末投資証券口数	3,759		
クラス C			
期首投資証券口数	870,434		
引受投資証券口数	3,246,977		
買戻し投資証券口数	(66,206)		
期末投資証券口数	4,051,205		
クラス C a d			
期首投資証券口数	—		
引受投資証券口数	1,263,602		
買戻し投資証券口数	(668,596)		

期末投資証券口数	595,006
----------	---------

クラス T

期首投資証券口数	4,132
引受投資証券口数	136
買戻し投資証券口数	(509)
期末投資証券口数	3,759

クラス Tgd

期首投資証券口数	4,070
引受投資証券口数	552
買戻し投資証券口数	(339)
期末投資証券口数	4,283

クラス Z

期首投資証券口数	1,945,893
引受投資証券口数	34,223
買戻し投資証券口数	(28,370)
期末投資証券口数	1,951,746

キャピタル・インターナショナル・ファンド

財務書類に関する注記

2017年12月31日現在

1) キャピタル・インターナショナル・ファンド（以下「CIF」という。）の概要

a. 法制

CIFは、ルクセンブルク籍外国投資法人の投資証券（Societe d'Investissement a Capital Variable（以下「SICAV」という。））であり、2010年12月17日付ルクセンブルク法第1部に基きUCITSとして設立された。

また、2013年2月1日から、CIFは自らが管理会社となるSICAVより、キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー・S.a r.l（以下「管理会社」という。）という名称のマネジメントカンパニーが管理会社となるSICAVへ変更となった。

尚、運営は1969年12月30日より開始されている。

b. ファンド

CIFはアンブレラ形式を採用しており、現在以下のファンド（以下「ファンド」という。）で構成されている。

キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・ジャパン・エクイティ・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ（LUX）
 キャピタル・グループ・グローバル・グロース・アンド・インカム・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・ヨーロッパ・グロース・アンド・インカム・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）
 キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・ユーロ・ボンド・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・グローバル・アブソリュート・インカム・グロワー（LUX）
 キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ（LUX）
 キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）
 キャピタル・グループ・U S・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（設定日 2017年3月21日）
 キャピタル・グループ・AMCAP・ファンド（LUX）（設定日 2017年6月16日）
 キャピタル・グループ・U S・ハイ・イールド・ファンド（LUX）（設定日 2017年10月30日）

c. 投資証券クラスおよび通貨

各ファンドは、A、A4、A7、A9、A11、B、C、N、T、X、Z、Z Lのクラスに分かれる。また、いくつかのクラスはエクイバレント・クラスにさらに分かれる。

純資産価額の発表、投資証券の取引の申込および報告書の作成は各支払通貨で行なわれている。ただし、ヘッジ・エクイバレント・クラス、分配型ヘッジ・エクイバレント・クラスに関しては特定通貨のみ。当期末時点に残高のある全てのクラスを開示している。また、残高のある全てのクラス並びに可能な支払通貨については管理会社のホームページ

ジ thecapitalgroup.com/international より入手可能となっている。

2017年11月13日付にて、キャピタル・グループ・アジア・パシフィック（除く日本）・エクイティ・ファンド(LUX)（2017年12月18日付にて償還）、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロウーズ(LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・グロース・アンド・インカム・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)の会計通貨をユーロから米ドルへ、また、キャピタル・グループ・ジャパン・エクイティ・ファンド(LUX)の会計通貨をユーロから日本円へ変更した。

ファンドの会計通貨（財務会計用の通貨であり、基準通貨とは異なることもある）は、米ドルであるキャピタル・グループ・アジア・パシフィック（除く日本）・エクイティ・ファンド、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロウーズ、キャピタル・グループ・グローバル・グロース・アンド・インカム・ファンド、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド、キャピタル・グループ・グローバル・アブソリュート・インカム・グロウー、キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド、キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド、キャピタル・グループ・U.S.・コーポレート・ボンド・ファンド、キャピタル・グループ・AMCAP・ファンド、および、キャピタル・グループ・U.S.・ハイ・イールド・ファンド、および日本円であるキャピタル・グループ・ジャパン・エクイティ・ファンドを除き、ユーロである。基準通貨はファンドが投資目的に保有する現金の通貨である。

連結純資産価額計算書、並びに連結損益および純資産変動計算書は、各サブ・ファンドの純資産価額計算書、並びに損益および純資産変動計算書を、2017年12月31日現在の為替レートで会計通貨に換算し合計したものである。

d. 配当方針

- ・クラスA、A4、A7、A9、A11、B、C、N、T、X、Z、Z L並びにヘッジ・エクイバレント・クラスは、現在配当金の分配を行なわないクラスである。
- ・分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラスは、取締役会により配当金を分配するよう推奨されているクラスである。

“d”または“dh”表示のある分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラス配当金は、一般に純投資収益(源泉徴収税額および費用を控除した後の投資収益)相当である。特定のクラスはいかなる計算期間においても純投資収益が小額あるいは発生しない場合には分配を行なわないことがある。

“gd”または“gdh”表示のある分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラス配当金は、一般に総投資収益(源泉徴収税額控除後、但し費用控除前の投資収益)の実質相当部分である。特定のクラスはいかなる計算期間においても純投資収益が小額あるいは発生しない場合には分配を行なわないことがある。

“ad”または“adh”表示のある分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラス配当金は、一般に総投資収益(源泉徴収税額および費用を控除した後の投資収益)および各クラスの為替取引にかかる実現損益相当額である。特定のクラスはいかなる計算期間においても純投資収益が小額あるいは発生しない場合には分配を行なわないことがある。

“fd”表示のある分配型エクイバレント・クラス配当金は、一般に総投資収益(源泉徴収税額控除後、但し費用控除前の投資収益)の実質相当部分であり、取締役会により毎月分配するよう推奨されているクラスである。配当金は、純投資収益を超過して分配することがある。また、元本の一部からも分配を行うことがある。

詳細については、財務書類に関する注記4に開示している。

e. 会計年度

CIFの会計年度は1月1日に開始し、12月31日に終了する。

2) 重要な会計方針

a. 基本事項

当財務書類は、定款、目論見書、およびルクセンブルク法の規定、市場慣行および規制上の要件に準拠して作成されている。

b. 投資有価証券の評価

下記（ ）に該当する場合を除き、公的な証券取引所に上場している有価証券またはその他の規制のある市場で取引されている有価証券は、ファンドの純資産計算日における各有価証券の主要取引市場で発表される直近の相場もしくはその時点で入手可能な価格、または取締役会が承認した価格情報会社より提供される直近の相場もしくはその時点で入手可能な価格を用いて評価される。また、その他の有価証券は、一もしくは複数のディーラーまたは価格情報会社から提供された価格、もしくは同等の利回り相当額により評価される。

UCITS、あるいはUCIsとして発行されている有価証券は、適用する純資産価額計算日において入手し得る直近の基準価額で評価されるが、当該有価証券が上場されている場合には上記の項目（ ）に従って評価される場合がある。

短期金融市場商品は、額面に経過利息を加算した額、または取締役会により承認された手続きに従い誠実に決定された公正な価値で評価されることが保証される場合には償却原価法を使用して評価される。

OTCデリバティブの清算価格は取締役会により承認された清算機関からの情報に基づいて決定されることとする。

上記（i）から（ ）に記述した価格情報元からの適正な時価提供が間に合わない場合、または純資産価額算出前に発生した事象により、上記（i）に準じて評価されたポートフォリオの評価精度が著しく影響される場合は、取締役会において、またはその指示により決定された理論価格で評価を行う。係る理論価格の適用は、より適正な純資産額の評価を行い、また結果として起こりうる短期転売を目的とする投資家による潜在的な裁定機会を排除、あるいは大幅に軽減することを意図している。

c. 外貨

ユーロ以外の通貨建て資産および負債は、2017年12月31日現在の為替レートでユーロに換算されている。また、ユーロ以外の通貨での期中取引は、取引時の為替レートでユーロに換算されている。2016年12月31日から2017年12月31日までの期間の、未決済の先物為替予約並びにその他資産および負債に係る未実現純利益または損失の変動は、「為替取引に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。当期中に満期となった先物為替予約を含め、為替に係る実現純利益または損失は、「為替取引に係る実現純(損)益」に開示されている。

2017年12月31日の適用為替レートはキャピタル・グループ・ジャパン・エクイティ・ファンド(LUX)は135.193097618 日本円/ユーロ、他の全ファンドは1.199849990米ドル/ユーロが適用された。

d. 収益

配当金は、当該有価証券の配当落ち日に計上され、受取利息は日割計算で計上されている。転換社債、減債基金付社債、減債基金付コーラブル債、インデックス連動債、インフレ連動債、利付債、ユニタイズド・ボンドのプレミアムおよびディスカウントは実効金利法で償却される。その他の確定利付証券のプレミアムおよびディスカウントは定額法で償却される。

e. 投資有価証券の売却に係る実現利益または損失

投資有価証券の売却に係る実現利益または損失は平均取得原価に基づき算出されている。確定利付証券の売却による利益および損失は先入先出法で算出されている。

f. モーゲージ証券-To Be Announced取引（TBA取引）

TBA契約はファニー・メイ、フレディ・マック、ジニー・メイなどが発行するエージェンシー・モーゲージ・パススルー証券の先渡契約である。受渡しされる特定証券（特定のモーゲージ・プール）は約定日には明らかにされておらず、受渡日の2日前に通知される。しかし、受渡しされる証券は、額面金額、クーポン・レート、満期など「グッド・デリバリー」という業界基準を満たさなければならない。TBA取引は証券業・金融市場協会が発表するカレンダーに基づいて毎月一度、受渡しが行われる。

TBAポジションは投資明細表に開示されている。TBA取引により購入した債券は決済が完了するまでは購入代金は未払金に相当し、純資産価額計算書の「TBA取引に係る未払金」に開示されている。

投資明細表のネガティブ・ポジションはファンドのTBA取引の売り約定が反映されている。その約定が決済されるまでは未収入金に相当し、「TBA取引に係る未収入金」に開示されている。

TBA取引に係る実現損益および未実現評価額（償却額）の増減は「投資有価証券の売却取引に係る実現純(損)益」および「投資有価証券に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。

g. スイング・プライシング調整

ファンドは大口設定、解約、移管によって純資産価額が希薄化する。その希薄化はキャッシュの流出入に対応するため、証券売買時に発生する発注・その他のコストが正しく反映されていない純資産価額にて売買する投資家によって生じる。その希薄化の影響を排除するため、評価基準にスイング・プライシングの方針を採用する。ファンド基準日における設定または解約額の総額があらかじめ決められた純資産価額の一定割合を超えた場合、キャッシュの流出入に伴い、インベストメント・アドバイザーが行う証券売買にかかるコストを反映させるため、純資産価額は上方または下方修正される。

純資産価額のスイング・プライシング調整は事前に定義されたファクターに基づいて系統的に一貫して適用される。価額調整はファンドによって異なるが通常、元の純資産価額の2%を超えない。投資家の利益を保護するために、特定のファンドにおいて純資産価額のスイング・プライシング調整を保留したり、特別な状況において価額調整限度額を大きくすることもある。価額調整については純資産価額とともに管理会社のホームページ thecapitalgroup.com/international にて公開されている。現状の取引やコストを反映するため、管理会社およびそのコンダクティング・オフィサーが継続して見直しを行い、価額調整ファクターは定期的に再評価される。

2017年12月31日現在、純資産価額を調整したファンドはない。

3) 費用

a. 運用報酬

CIFは、以下に指定された年率で運用報酬を支出している。この報酬は販売会社、管理会社およびその他の仲介業者による投資家に対するサービスまたは投資関連の類似サービスの手数料として支払われている。

キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ（LUX）

投資証券クラスおよびエクイバレント・クラス

クラスC、並びにエクイバレント・クラス	運用報酬に関する個別契約の締結が必須となる。
---------------------	------------------------

b. デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料

ファンドは、デポジタリー、カストディアンおよび管理会社としてJ.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.を任命している。デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料はファンドの総資産に応じて異なるほか、カストディ費用はポートフォリオの国別構成比に応じて異なる。

CIFは以下の年間実効料率にてカストディ・デポジタリー費用およびファンド管理手数料を支出した。なお、料率は期中平均純資産額に基づいて算出されている。

	デポジタリー・ カストディ費用	ファンドの 管理手数料
キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ（LUX）	0.02%	0.09%

c. 関係会社との取引

損益および純資産変動計算書上の「専門家サービス」は、2017年12月31日で終了する年度に受けた管理サービス料として管理会社から請求された総額1,066,237ユーロを含む。

d. 費用の払戻し

各投資証券クラスはあらゆるタイプの投資家のニーズに対応するべく設計されており、投資収益の一部として反映される総費用率は各クラスで異なっている。投資証券クラス間の違いについては、CIFの目論見書に、より詳細に説明されており、ホームページ thecapitalgroup.com/international より入手可能となっている。

各ファンドの総費用率（運用報酬を除く）は、管理会社が設定した以下の基準値を上回らないように運営が行なわれている。

キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ（LUX）

クラスC、並びにエクイバレント・クラス	0.15%
---------------------	-------

2017年1月1日付にて、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンドおよびキャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンドのクラスZ並びに各エクイバレント・クラスの払戻の基準値は0.00%に縮小された。

2017年12月31日現在、ファンドで日々発生し、管理会社によって払戻される金額の合計は以下に示すとおりである。また、この払戻に係る方針は管理会社の決定により随時変更または取り下げることができる。

	(USD)
キャピタル・グループ・ワールド・ディビデント・グロワーズ（LUX）	101,210

4) 配当金の分配

配当方針の詳細は、財務書類に関する注記の1) d に記載がある。

2017年12月31日に発表された配当額は当ファンドが保有しているクラスでは該当なし。

5) 税金

a. 年次税

ルクセンブルクにおいて、CIFは、各ファンドの各投資証券クラスの純資産総額に対して課される年率0.05%のみが年次税として徴収される。しかし、機関投資家専用の投資証券クラスについては、ルクセンブルクの法律で規定されるように、年率0.01%の軽減税率が2017年12月31日決算のクラスA、A4、A7、A9、C、並びに各エクイバレント・クラスに適用された。この軽減税率の適用が今後否認されないという保証はなく、また一度適用されたことが将来にわたる継続を保証するものではない。年次税は日割で計上され、四半期ごとに支払われ、四半期末の各クラスの純資産総額を基に算定されている。

b. 外国税額

有価証券に係るキャピタル・ゲインおよびインカム収益は、それぞれキャピタル・ゲイン税と源泉徴収税が課せられる。CIFはそのような税金の全額還付を見込んではいないが、ルクセンブルクと各国との租税条約に定める制限税率に従い、源泉徴収税の一部が還付される可能性がある。

CIFの方針において、源泉徴収税および各国のキャピタル・ゲイン税に関する重要な潜在的負債については未払計上を行っている。

一定条件の下、CIFは、適用される租税措置において申請価値があると見なした場合は、各国の税務当局へ還付申請を行うことがある。これらの申請は性質として複雑であり、各地域の手続規定および判例法が適用される。

不確実性が見込まれた場合、ルクセンブルクで適用される会計原則に従い、CIFは見込みでの税還付を未収計上しない。還付が確定すると、源泉徴収税やキャピタルゲイン税還付金は確定通知に基づき「その他収益」、あるいは「投資有価証券の売却取引に係る実現純益」として計上される。

2017年12月31日に終了した会計年度において、ファンドへの返済はない。

6) 先物為替予約

最適な通貨配分を達成する事を目的として、ファンドは、特定通貨の貨幣価値が下落するリスクを低減する為、先物為替予約を締結する。ファンドは、財務書類に関する注記7に記述されているヘッジ・エクイバレント・クラスの場合を除き、体系的にどの通貨に対しても通貨エクスポージャーをヘッジする事を意図しない。

先物為替予約は、報告日現在の先物為替レートに基づき評価され、その結果生じた未実現利益または損失の純変動は損益および純資産変動計算書に含まれている。

7) ヘッジ・エクイバレント・クラス

分配型を含む各ヘッジ・エクイバレント・クラスは、特定通貨以外のエクスポージャーを制限することを目的として、各ファンドのヘッジ・エクイバレント・クラスに対する資産の大部分において、J.P. Morgan Chase Bank, N.A. が為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジの運営を行っている。

該当クラスの資金移動や純資産額の変動が小さい場合には、その都度、為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジの調整が行なわれない場合がある。為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジは、為替変動のエクスポージャーを完全に排除するものではなく、また該当の通貨に流動性がない場合や、他通貨と密に連動している場合などは、代替ヘッジでの運営を行う場合もある。各ヘッジ・エクイバレント・クラスのリターンが、その他の各クラスのリターンより徐々に大きく乖離していく可能性があり、また為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジ運用によって、ポートフォリオの通貨分散から期待しうる運用利益が減少する可能性がある点について、受益者は留意する必要がある。（ファンドのポートフォリオレベルで実施されるヘッジの一部オフセット取引を含む）

為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジに係る費用、およびヘッジ取引から生じる損益は、各ヘッジ・エクイバレント・クラスに限り負担する。

これらのクラスは "h" およびヘッジされている通貨が記載されている。

実際の為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジの運用方法は各ファンドにより異なる。

8) クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・ポートフォリオへのエクスポージャーを分散するため、またはクレジット・リスクをヘッジするため、クレジット・デフォルト・スワップ・インデックス（CDXs）に投資することがある。CDXはハイ・イールド債など似た特性のクレジット・デフォルト・スワップで構成されている。一般的なCDX取引ではプロテクションの買い手がプロテクションの売り手に契約に従って定期的に支払を行う。特定の参照債務にデフォルトや債務の再構築などのクレジット・イベントが発生した場合、プロテクションの売り手はプロテクションの買い手にそのクレジットの損失を支払わなければならない。ファンドはプロテクションの買い手または売り手としてCDX取引に参加する。

未実現損益は純資産価額計算書の「スワップ取引に係る未実現(損)益」に開示されている。実現損益および手数料は損益および純資産変動計算書の「スワップ取引に係る実現純(損)益」および「スワップ取引に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。

9) 金利スワップ

金利スワップは、通常交換されずに計算根拠の役割を果たす想定元本に基づいて一定期間の金利（通常は固定金利と変動金利）を交換する事を当事者間で合意する双務契約である。

金利スワップはNAV算出日毎に時価評価される。時価は契約に基づきプライシング・エージェント、マーケット・メイカーまたは内部モデルによって評価される。未実現損益は純資産価額計算書の「スワップ取引に係る未実現(損)益」に開示されている。実現損益および手数料は損益および純資産変動計算書の「スワップ取引に係る実現純(損)益」および「スワップ取引に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。

10) 金融先物取引

金融先物取引は、固定価格での原資産の先受渡しまたは将来の特定の日における原資産の価値の変動に基づく現金額を規定している。先物契約を締結する際には、サブ・ファンドは、当初証拠金として契約金額のある一定割合相当額の現金または有価証券をブローカーに預託する必要がある。変動証拠金の支払は、サブ・ファンド毎に定期的に行われ、これは未決済先物契約の時価の変動に基づいている。

金融先物取引の未実現利益/損失は、純資産価額計算書の「金融先物取引に係る未実現益/損」に開示されている。未決済金融先物取引の時価の変動は、損益および純資産変動計算書の「未実現評価利益/(損失)の増減」内の「金融先物取引」に開示されている。未決済時と決済時の先物価格の差である実現損益は決済時または期日に損益および純資産変動計算書の「実現純利益/(損失)」内の「金融先物取引」に開示されている。

11) 担保

2017年12月31日現在、店頭デリバティブの取引目的でブローカーおよびカウンターパーティーに授受された現金および非現金担保で構成された受取/支払担保は、以下のとおりである。

	サブファンド	カウンターパーティ	担保の	受取担保額	支払担保額
	通貨	/ブローカー	種類		
キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ (LUX)	USD	Citibank	現金	-	305,000
キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ (LUX)	USD	J.P.Morgan	現金	-	332,000

キャピタル・グループ・グローバル・ボ ンド・ファンド（LUX）	USD	Citibank	債券	-	812,000
キャピタル・グループ・グローバル・ボ ンド・ファンド（LUX）	USD	Goldman Sachs	債券	-	69,000
キャピタル・グループ・ユーロ・ボン ド・ファンド（LUX）	EUR	Citibank	債券	-	171,000
キャピタル・グループ・ユーロ・コーポ レート・ボンド・ファンド（LUX）	EUR	Citibank	債券	-	182,000
キャピタル・グループ・グローバル・イ ンターミディエイト・ボンド・ファンド （LUX）	USD	Citibank	債券	-	489,000

12) クロス・インベストメント

2017年12月31日現在、サブ・ファンド間のクロス・インベストメント総額は9,916,036ユーロである。クロス・イン
ベストメント総額を除いた年末時点における総純資産総額は7,011,063,329ユーロになる。

サブ・ファンド	クロス・インベストメント	通貨	時価（USD）
キャピタル・グループ・グローバル・アブ ソリュート・インカム・グロワー（LUX）	キャピタル・グループ・グローバ ル・ハイ・インカム・オポチュニ ティーズ（LUX）	USD	11,897,756

13) リスクエクスポージャーの算出方法

金融派生商品の利用に起因する海外エクスポージャーの算出方法は、全てのファンドにおいてCSSF通達11/512に基づ
きコミットメント法を採用している。

14) 後発事象

2018年2月13日付で、キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)が設定された。

15) 取引費用

取引費用は、有価証券および派生商品の取引に関連して発生した費用である。当該費用は、印紙税、諸税、売買委託
手数料から成り、投資簿価の一部として記帳される。

2017年12月31日に終了した会計年度における、当該費用は次のとおりである。

	(USD)
キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）	115,177

固定利付商品の取引については、売買委託手数料は別途発生しない。当該取引の費用は、「マークアップ」として知
られ、取引価格に含まれる。この為、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ
（LUX）、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）、キャピタル・グループ・ユーロ・ボンド・
ファンド（LUX）、キャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）、キャピタル・グルー
プ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）、キャピタル・グループ・U S・コーポレート・
ボンド・ファンド（LUX）およびキャピタル・グループ・U S・ハイ・イールド・ファンド（LUX）については、該当す
る開示情報はない。

日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

「キャピタル世界配当成長マザーファンド」の投資対象である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限
定）」は、「日本短期債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、同マザーファンドにおける計算
日直近の組入る有価証券は次のとおりであります。本情報は同マザーファンドの投信運用会社である三菱UFJ国
際投信株式会社からの資料に基づき委託会社が作成したものでありますが、これらは監査意見の対象外であ
ります。

なお、同ファンド（「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」）は、三菱UFJ国際投信株式会社の
委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、設定日（平成19年9月26日）より各計算期間
の財務諸表について、監査を受けております。なお、直近の計算期間は平成29年7月25日から平成30年7月23日
までとなっております。ただし、同マザーファンド（「日本短期債券マザーファンド」）は当該監査の対象で
はありません。

「日本短期債券マザーファンド」の組入る有価証券の状況

（有価証券明細表）

（平成30年7月23日現在）

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	評価額	
						単価 (円)	評価金額(円)
日本	第4回クレディ・アグリ コル・エス・エー円貨社 債(2014)	0.425	2019/11/28	社債券	100,000	100.387	100,387,000
日本	第6回ロイズ・バンキン グ・グループ・ピーエル シー円貨社債(2018)	0.65	2023/5/30	社債券	100,000	100.05	100,050,000
日本	第1回バンコ・サンタン デール・エセ・アー非上 位円貨社債(2017)	0.568	2023/1/11	社債券	100,000	98.773	98,773,000
日本	第19回ルノー円貨社債 (2017)	0.36	2020/7/6	社債券	100,000	100.074	100,074,000
日本	第237回四国電力社債 (一般担保付)	2.05	2018/11/22	社債券	100,000	100.661	100,661,000
日本	第316回北海道電力	1.164	2020/6/25	社債券	100,000	101.993	101,993,000
日本	第4回富士フイルムホー ルディングス(社債間限 定同順位特約付)	0.005	2020/3/3	社債券	100,000	99.827	99,827,000
日本	第50回日本電気(社債間 限定同順位特約付)	0.29	2022/6/15	社債券	100,000	100.115	100,115,000
日本	第31回ソニー	0.23	2021/9/17	社債券	100,000	100.203	100,203,000
日本	第1回三井住友トラス ト・パナソニックファイ ナンス(社債間限定同順 位特約付)	0.12	2020/10/30	社債券	100,000	99.988	99,988,000
日本	第7回あおぞら銀行(社債 間限定同順位特約付)	0.08	2019/9/9	社債券	100,000	99.976	99,976,000
日本	第28回三菱東京UFJ銀 行(劣後特約付)	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	103.455	103,455,000
日本	第6回りそな銀行(劣後特 約付)	2.084	2020/3/4	社債券	100,000	103.184	103,184,000
日本	第8回三井住友信託銀行 (社債間限定同順位特約 付)	0.234	2019/7/22	社債券	100,000	100.183	100,183,000
日本	第23回三井住友銀行(劣 後特約付)	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	103.469	103,469,000
日本	第22回東京センチュリー リース(社債間限定同順 位特約付)	0.06	2021/4/13	社債券	100,000	99.913	99,913,000
日本	第75回アコム(特定社債 間限定同順位特約付)	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	99.902	99,902,000
日本	第69回日立キャピタル (社債間限定同順位特約 付)	0.08	2020/12/18	社債券	100,000	99.914	99,914,000
日本	第43回野村ホールディン グス	0.454	2019/2/25	社債券	100,000	100.213	100,213,000
日本	第15回イオンモール(社 債間限定同順位特約付)	0.03	2021/7/2	社債券	100,000	99.918	99,918,000
合 計					2,000,000		2,012,198,000

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル世界配当成長ファンドF

平成30年12月28日現在

資産総額	7,228,268,583円
負債総額	6,003,783円
純資産総額（ - ）	7,222,264,800円
発行済口数	7,260,497,870口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9947円

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド

平成30年12月28日現在

資産総額	7,220,586,418円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	7,220,586,418円
発行済口数	6,950,276,502口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0389円

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

平成30年7月23日現在

資産総額	161,093,300円
負債総額	113,653円
純資産総額（ - ）	160,979,647円
発行済口数	152,692,019口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0543円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該

振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（２）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（３）名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

（４）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2018年12月28日現在）

資本金の額	4億5,000万円
発行可能株式総数	7万5,000株
発行済株式総数	5万6,400株

過去5年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

（2）会社の機構（2018年12月28日現在）

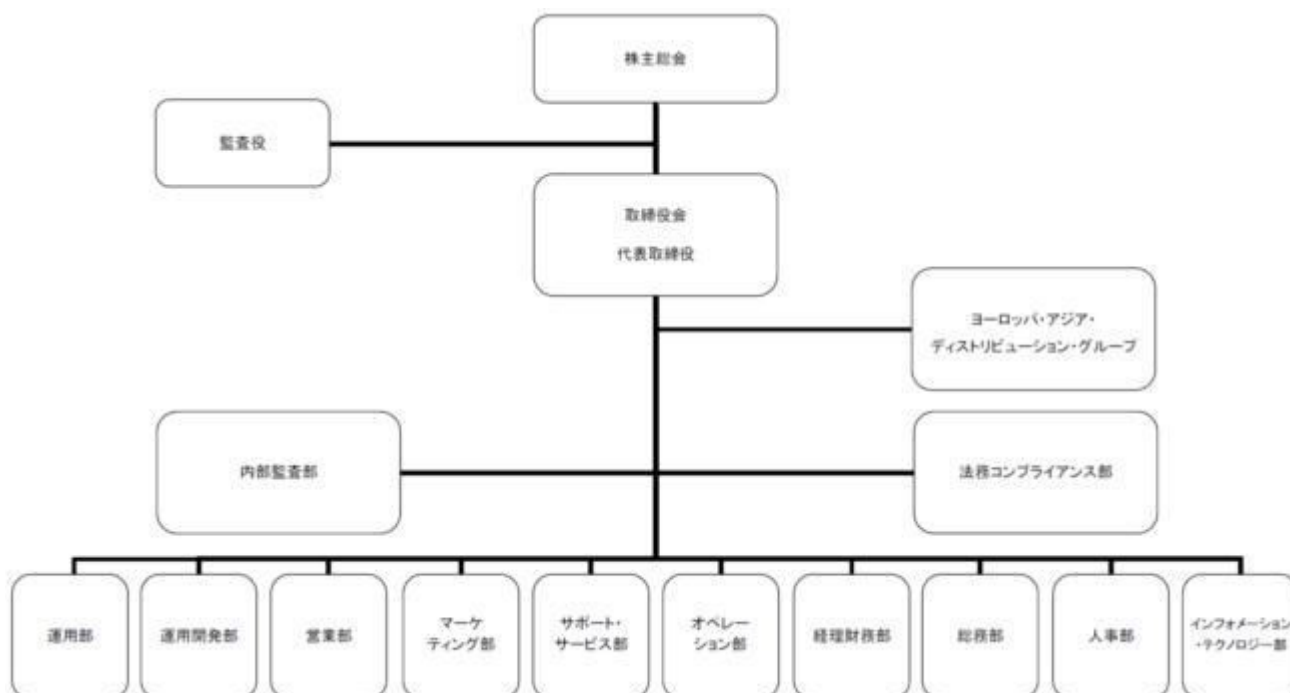
会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヵ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2018年12月28日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	28	365,800
合計	28	365,800

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成29年7月1日 至平成30年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成29年6月30日現在)		当事業年度 (平成30年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
・流動資産					
1.現金・預金			1,422,290		2,806,224
2.証券会社預け金			1,081,008		-
3.前払費用			60,859		53,462
4.未収入金	*2		580,150		800,636

5.未収委託者報酬			512,395		1,691,078
6.未収運用受託報酬			443,804		369,874
7.繰延税金資産			180,301		203,781
8.立替金			5,099		10,380
流動資産計			4,285,909		5,935,438
固定資産					
1.有形固定資産			80,853		85,880
器具備品	*1	80,853		85,880	
2.無形固定資産			3,898		2,389
ソフトウェア		3,898		2,389	
3.投資その他の資産			306,453		295,740
(1)保険積立金		10,537		11,087	
(2)長期差入保証金		274,005		274,505	
(3)繰延税金資産		21,910		10,147	
固定資産計			391,205		384,009
資産合計			4,677,114		6,319,448
(負債の部)					
流動負債					
1.預り金			18,821		24,712
2.未払金			787,523		1,722,481
(1)未払手数料		311,829		1,048,528	
(2)その他未払金	*2	475,693		673,953	
3.未払費用			63,701		105,350
4.未払法人税等			75,425		58,426
5.未払消費税等			52,053		185,732
6.未払賞与			824		-
7.賞与引当金			145,811		125,085
8.役員賞与引当金			1,071		1,075
流動負債計			1,145,232		2,222,864
固定負債					
1.退職給付引当金			1,258,560		1,382,398
2.資産除去債務			243,467		247,065
固定負債計			1,502,027		1,629,463
負債合計			2,647,260		3,852,328
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			450,000		450,000
2.資本剰余金			582,736		582,736
資本準備金		582,736		582,736	
3.利益剰余金			997,117		1,434,383
その他利益剰余金		997,117		1,434,383	
繰越利益剰余金		997,117		1,434,383	
株主資本計			2,029,854		2,467,120
純資産合計			2,029,854		2,467,120
負債・純資産合計			4,677,114		6,319,448

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 （自平成28年7月1日 至平成29年6月30日）		当事業年度 （自平成29年7月1日 至平成30年6月30日）	
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
. 営業収益					
1. 委託者報酬			1,325,770		4,598,906
2. 運用受託報酬			1,662,136		2,006,449
3. その他営業収益	*1*2		4,214,837		6,049,621
営業収益計			7,202,743		12,654,977
. 営業費用					
1. 支払手数料	*1*2		3,441,923		8,543,059
2. 広告宣伝費			69,763		78,942
3. 調査費			170,430		233,750
4. 営業雑経費			47,501		38,401
(1) 通信費		21,749		19,405	
(2) 印刷費		16,303		10,298	
(3) 協会費		9,448		8,697	
営業費用計			3,729,619		8,894,154
. 一般管理費					
1. 給料			1,972,777		2,038,647
(1) 役員報酬		53,016		53,136	
(2) 給料・手当		1,059,458		988,334	
(3) 賞与		713,420		871,015	
(4) 賞与引当金繰入額		145,811		125,085	
(5) 役員賞与引当金繰入額		1,071		1,075	
2. 交際費			10,215		12,662
3. 寄付金			10,027		6,668
4. 旅費交通費			99,937		102,443
5. 租税公課			36,034		36,132
6. 不動産賃借料			313,084		315,983
7. 退職給付費用			200,311		191,932
8. 固定資産減価償却費			13,724		17,125
9. 器具備品賃借料			3,957		4,223
10. 消耗品費			14,092		18,003
11. 事務委託費			52,161		65,542
12. 採用費			10,129		13,725
13. 福利厚生費			198,701		194,768
14. 共通発生経費負担額			187,426		184,701
15. 諸経費			6,813		7,598
一般管理費計			3,129,396		3,210,160
営業利益			343,728		550,662
. 営業外収益					
1. 有価証券売却益			-		2
2. 受取利息及び配当金			8,782		6,754
3. 雑収入			161		527
営業外収益計			8,944		7,284
. 営業外費用					

1. 有価証券売却損			6		-
2. 為替差損			1,888		6,735
3. 事務過誤費			-		42,579
4. 固定資産除却損			-		3,249
営業外費用計			1,895		52,565
経常利益			350,776		505,381
・特別利益					
国外移転所得返還利益			99,570		-
特別利益計			99,570		-
税引前当期純利益			450,346		505,381
法人税、住民税及び事業税			74,483		79,832
法人税等調整額			33,564		11,716
当期純利益			409,428		437,265

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成28年7月1日 至平成29年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有 価証 券評 価差 額金	評価・ 換算 差額 等合 計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残 高	450,000	582,736	582,736	587,689	587,689	1,620,425	7	7	1,620,418
当期変動 額									
当期純 利益				409,428	409,428	409,428			409,428
株主資本 以外の項 目の当期 変動額 （純額）							7	7	7
当期変動 額合計	-	-	-	409,428	409,428	409,428	7	7	409,435
当期末残 高	450,000	582,736	582,736	997,117	997,117	2,029,854	-	-	2,029,854

当事業年度（自平成29年7月1日 至平成30年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			

当期首残高	450,000	582,736	582,736	997,117	997,117	2,029,854	2,029,854
当期変動額							
当期純利益				437,265	437,265	437,265	437,265
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	437,265	437,265	437,265	437,265
当期末残高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	2,467,120

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、器具備品3～15年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年6月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成29年6月30日現在)	当事業年度 (平成30年6月30日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 24,422千円 *2. 関係会社に対する資産及び負債 未収入金 580,150千円 その他未払金 445,975千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 39,478千円 *2. 関係会社に対する資産及び負債 未収入金 800,636千円 その他未払金 644,665千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2. 関係会社との取引 その他営業収益 4,214,837千円 支払手数料 2,591,332千円	*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2. 関係会社との取引 その他営業収益 6,049,621千円 支払手数料 5,123,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)					当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式 の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)	株式 の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)
普通 株式	56,400	-	-	56,400	普通 株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
-----------------------------------	-----------------------------------

有価証券報告書（内容）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>286,555</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>95,518</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>382,073</td> <td>千円</td> </tr> </table>	1年以内	286,555	千円	1年超	95,518	千円	合計	382,073	千円	1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>315,372</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,429,049</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,744,421</td> <td>千円</td> </tr> </table>	1年以内	315,372	千円	1年超	1,429,049	千円	合計	1,744,421	千円
1年以内	286,555	千円																	
1年超	95,518	千円																	
合計	382,073	千円																	
1年以内	315,372	千円																	
1年超	1,429,049	千円																	
合計	1,744,421	千円																	

[金融商品関係]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
--	--

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券会社預け金は証券会社において分別保管されているため、その信用リスクはほとんど無いものと考えております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に

支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	274,005	273,472	533

時価については、下記の考え方によっております。その結果、平成29年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、証券会社預け金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、証券会社預け金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	274,505	275,650	1,145

時価については、下記の考え方によっております。その結果、平成30年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

前事業年度 (平成29年6月30日現在)				当事業年度 (平成30年6月30日現在)			
1. その他有価証券(平成29年6月30日現在) 該当事項はございません。				1. その他有価証券(平成30年6月30日現在) 該当事項はございません。			
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)				2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)			
種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計 額 (千円)	種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計 額 (千円)
その他有 価証券 (証券投 資信託)	100	-	6	その他有 価証券 (証券投 資信託)	300	2	0

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております（非積立型退職一時金制度）。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（投資有価証券及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。 なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 なお、平成28年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、従来より運用していた投資有価証券が、運用方針の継続及び商品性の維持が困難となったため、償還されることとなりました。その結果、当期末においては当該資金を一時的に証券会社預け金としております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております（非積立型退職一時金制度）。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（投資有価証券及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。 なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 なお、平成28年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、従来より運用していた投資有価証券が、運用方針の継続及び商品性の維持が困難となったため、償還されることとなりました。その結果、当期末においては当該資金を決済性預金として積み立てております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,232,556	千円
退職給付費用	200,311	千円
退職給付の支払額	174,307	千円
退職給付引当金の期末残高	<u>1,258,560</u>	千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 200,311千円

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,258,560	千円
退職給付費用	191,932	千円
退職給付の支払額	68,094	千円
退職給付引当金の期末残高	<u>1,382,398</u>	千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 191,932千円

[税効果会計関係]

前事業年度 (平成29年6月30日現在)	当事業年度 (平成30年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳			1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産(流動)			繰延税金資産(流動)		
賞与引当金	45,251	千円	賞与引当金	38,301	千円
未払費用	68,392	千円	未払費用	65,352	千円
繰越欠損金	417,079	千円	繰越欠損金	725,417	千円
評価性引当額	350,421	千円	評価性引当額	625,289	千円
合計	180,301	千円	合計	203,781	千円
繰延税金資産(固定)			繰延税金資産(固定)		
退職給付引当金	361,725	千円	退職給付引当金	399,463	千円
繰越欠損金	1,806,744	千円	繰越欠損金	1,081,430	千円
資産除去債務	74,306	千円	資産除去債務	75,407	千円
減損損失	61,856	千円	減損損失	51,516	千円
評価性引当額	2,282,722	千円	評価性引当額	1,597,671	千円
合計	21,910	千円	合計	10,147	千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳			2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		
	(%)			(%)	
法定実効税率	30.9		法定実効税率	30.9	
(調整)			(調整)		
評価性引当額	70.4		評価性引当額	81.3	
永久に損金及び益金に算入されない項目	5.3		永久に損金及び益金に算入されない項目	1.4	
住民税均等割	0.5		住民税均等割	0.5	
期限切れ繰越欠損金	53.4		期限切れ繰越欠損金	62.9	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.1		その他	0.9	
			税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.5	

[資産除去債務関係]

前事業年度 (平成29年6月30日現在)	当事業年度 (平成30年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの												
1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>239,869千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>3,597千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>243,467千円</td></tr> </table>	期首残高	239,869千円	時の経過による調整額	3,597千円	期末残高	243,467千円	1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>243,467千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>3,597千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>247,065千円</td></tr> </table>	期首残高	243,467千円	時の経過による調整額	3,597千円	期末残高	247,065千円
期首残高	239,869千円												
時の経過による調整額	3,597千円												
期末残高	243,467千円												
期首残高	243,467千円												
時の経過による調整額	3,597千円												
期末残高	247,065千円												

[セグメント情報等]

前事業年度 (平成29年6月30日現在)	当事業年度 (平成30年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table border="1"> <tr><td>日本</td><td>2,826,951千円</td></tr> <tr><td>米国</td><td>4,214,837千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>160,955千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,202,743千円</td></tr> </table> (注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table border="1"> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>4,214,837千円</td></tr> </table>	日本	2,826,951千円	米国	4,214,837千円	その他	160,955千円	合計	7,202,743千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	4,214,837千円	(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table border="1"> <tr><td>日本</td><td>6,417,378千円</td></tr> <tr><td>米国</td><td>6,049,621千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>187,978千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12,654,977千円</td></tr> </table> (注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table border="1"> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>6,049,621千円</td></tr> </table>	日本	6,417,378千円	米国	6,049,621千円	その他	187,978千円	合計	12,654,977千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	6,049,621千円
日本	2,826,951千円																								
米国	4,214,837千円																								
その他	160,955千円																								
合計	7,202,743千円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	4,214,837千円																								
日本	6,417,378千円																								
米国	6,049,621千円																								
その他	187,978千円																								
合計	12,654,977千円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	6,049,621千円																								

[関連当事者情報]

前事業年度（自平成28年7月1日 至平成29年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	4,214,837	未収入金	580,150

親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有)間接 100%	各種投資運用サービスの委託	支払手数料 (市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど)	2,591,332	その他未払金	251,901
						各種投資運用サービスの提供	国外移転所得返還利益	99,570	-	-
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,111	子会社の管理	(被所有)間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	187,426	その他未払金	194,074

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。
4. 国外移転所得返還利益は、移転価格事前確認に基づく、CRMC社からの返還金であります。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 3,700	ファンドマネジメント	-	運用に係る手数料の支払	支払手数料	396,573	未払手数料	89,849

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場調査	-	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	808,095	その他未払金	23,013
---------	-------------------------	---------	--------------	------	---	-------	-----------------	---------	--------	--------

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自平成29年7月1日 至平成30年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接 100%	各種投資運用サービスの提供 各種投資運用サービスの委託	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など） 支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	6,049,621 5,123,000	未収入金 その他未払金	800,636 436,814
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,089	子会社の管理	(被所有) 間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	184,701	その他未払金	207,851

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大王国	(千ユーロ) 7,500	ファンドマネジメント	-	運用に係る手数料の支払	支払手数料	1,482,355	未払手数料	273,623
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場調査	-	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	967,050	その他未払金	21,064

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
-----------------------------------	-----------------------------------

1株当たり純資産額	35,900.31円	1株当たり純資産額	43,743.26円
1株当たり当期純利益金額	7,259.36円	1株当たり当期純利益金額	7,752.94円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	409,428千円	当期純利益	437,265千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	409,428千円	普通株式に係る当期純利益	437,265千円
期中平均株式数	56,400株	期中平均株式数	56,400株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。
また、訴訟はありません。

（３）事業譲渡および事業譲受

2008年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2018年９月30日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称：みずほ証券株式会社

資本金の額：125,167百万円（2018年９月30日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2018年９月30日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。

（２）販売会社：当ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

（１）受託会社：該当事項はありません。

（２）販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成30年 2月15日	有価証券届出書
平成30年 2月15日	有価証券報告書
平成30年 8月17日	有価証券届出書の訂正届出書
平成30年 8月17日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年9月14日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤誠	印
--------------------	-------	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野龍也	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月15日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界配当成長ファンドFの平成29年11月21日から平成30年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル世界配当成長ファンドFの平成30年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。